

公益社団法人北海道トラック協会

優良運転者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人北海道トラック協会会員（以下「会員」という。）の自動車運送事業に従事する運転者で、特に優良であるものを顕彰し、もって運送事業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は公益社団法人北海道トラック協会長が行うものとする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種別は次のとおりとする。

1. (イ) 15年表彰
(ロ) 20年表彰
2. 表彰には記念品を授与して行うことができる。

(資格)

第4条 被表彰者は会員事業所において勤務成績が優秀で他の模範となり、以下の条件に該当するものをそれぞれ対象とする。

1. (イ) 15年表彰
現に運転に従事して15年以上無事故・無違反運転者とする。
2. (ロ) 20年表彰
現に運転に従事して20年以上無事故・無違反運転者とする。

(勤務年数)

第5条 被表彰者の勤務年数は同一事業所で、15年表彰は15年以上、20年表彰は20年以上とし、計算は次のとおりとする。

1. 勤務年数の起算日は事業所で本採用の日とする。ただし、合併統合または営業権の譲渡等により、現在の事業所に引き継がれたときは、旧事業所に採用された日を起算日とする。
2. 長期欠勤1年以上のものは、勤務年数より当該期間を除算する。
3. 運転助手の勤務年数は加算する。
4. 計算の基準日は毎年1月1日とする。

(被表彰者の推薦)

第6条 被表彰者の推薦は、各地区トラック協会長が、第4条に該当するものについて、自動車安全運転センターの発行する1月1日以降の無事故・無違反証明書を添付し別に定める推薦書を作成し、毎年1月末日までに会長に推薦する。

(被表彰者の選考表彰及び公表等)

第7条 被表彰者の選考表彰及び公表は、公益社団法人北海道トラック協会表彰規程によるものとする。

付 則

1. この規程は昭和59年9月 1日から施行する。
2. この規程は昭和60年3月26日改訂する。
3. この規程は平成25年4月 1日から施行する。
4. この規程は令和元年10月16日から施行する。

北海道トラック協会長表彰
優良運転者推薦書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者 のふりかな 氏名 生年月日	
3. 無事故証明	別添のとおり
4. 勤務年数	
5. 表彰の種類	年 表 彰
6. 推薦理由	
7. 賞罰・勤務成 績・素行等参 考となる	